

平成31年度

事業計画

社会福祉法人 仁和会

府中はるみ福祉園（生活介護）

はじめに

本年度は、4月1日より前島勇一が施設長に就任するとともに、府中はるみ福祉園も開設3年を経過し、現在全面建て替えに向け厚生労働省に対し国庫補助協議中であります。協議が採択された場合には、本年11月より仮園舎での運営が始まるため、年度当初より採択されることを前提として具体的転居準備や送迎コースの変更等に着手することとなります。そのため、年度当初に前島施設長を中心とする組織体制を早急に整えるとともに軌道に乗せつつ、仮移転にあたって利用者個々の安全と安心、安定的な活動参加を目指して行くこととしています。

目次

第1章	施設運営の基本方針	3
第2章	個別支援計画	3
第3章	障害福祉サービス	3
第4章	食事提供	6
第5章	健康管理	7
第6章	建物管理・環境管理	8
第7章	相談、苦情対応、虐待の防止	8
第8章	家族との連携	9
第9章	援護の実施者との連携	10
第10章	職員体制	11
第11章	会議・研修等	12
第12章	個人情報の保護等	13
第13章	災害対策・事故対応	13
第14章	その他	14

第1章 施設運営の基本方針

1. 基本方針

府中はるみ福祉園では、法人基本理念・基本方針および諸規定に基づき、「働く」ことに喜びをもっていただけるような支援に取り組んで参ります。また、個人の自主性を尊重しながら、今後の利用者の高齢化、重度化への対応、行動障害をもつ重度障害者及び医療的ケアを含む重度心身障害者への支援が提供できるよう、専門的人材育成および養成のための外部の各種専門研修への参加および内部での実践研修等の実施を積極的に推進し、移転の影響を受けることなく継続的に良質な支援提供ができるようにして参ります。誰もが自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう必要に応じて、生産活動、創作活動など提供、食事・排泄など介護、生活能力の向上の支援を提供しながら、個々の特性を重視した利用者本位のサービス提供を推進していきます。

2. 本年度の施設テーマ

前々年度、前年度にわたり「職員が一丸となって、個々の特性を重視したサービスに取り組めます。」を施設のテーマに掲げ、取り組んで参りました。3年目の今年度も、引き続き、重度の利用者の作業種の見直し、個々の利用者の障害特性に合わせた自立課題を工夫しつつ、新たな取り組み活動や手工芸等も積極的に取り入れながら、更に日中活動が充実できるように、利用者支援に取り組んで参ります。また、利用者の方には、「明るく、楽しく、元気良く、そして大人として、仲間として」をテーマに、笑顔で毎日施設を利用していただけるように取り組んで参ります。

第2章 個別支援計画

前年度の個別支援計画のモニタリングを実施し、利用者・ご家族の意見を取り入れ、かつ説明と同意を得た平成31年度の個別支援計画に基づき、援助を実施いたします。また同時に設定した上半期の短期目標に対する具体的な援助等を実施するとともにその実施状況のモニタリングに基づいた下半期の短期目標についても、利用者、ご家族の意向を取り入れて見直し等の実施をしていくこととします。さらには、利用者個々の「サービス等利用計画」については、「サポートにんな」等の相談支援事業との連携を図りながら、そのモニタリング等を支援してまいります。

第3章 障害福祉サービス

1. 生産活動、個別課題の提供

生産活動の柱として、府中市からの公園清掃や企業からのショッピングバッグ製作の受注作業を主に提供していきます。

(1) 受託作業 ・ 公共施設清掃（公園清掃・野球場清掃）

- ・ショッピングバッグ製作
 - ・有価物回収
 - (2) 自主製品
 - ・手工芸作品を中心としたオリジナル作品を福祉まつり等で販売します。
 - ・ビーズ製品、マグネット、手芸、工芸等
 - (3) 自立課題
 - ・プットイン教材、1対1対応教材、マッチング教材
 - ・パズル各種、絵合わせ教材、PCソフトの活用
- ※自立課題とは、一人で取り組み、一人で完成させるように工夫された課題のことです。

2. 日常生活支援

- (1) 生きがいの場所としての施設づくり
- ・運動プログラム、散歩、ダンス、軽体操などの運動の機会を提供します。
 - ・集団生活でのマナーを守り、楽しく活動に参加できるように支援します。
 - ・職員と利用者、利用者同士においても“さんづけ、で呼ぶ大人の対応をします。
- (2) 社会性の育成
- ・挨拶から始まる礼儀や社会の基本的ルールを大切にします。
 - ・園での生活を通じて地域生活でのルールの習得を支援します。
 - ・年に1回府中警察署の協力により交通安全指導を実施します。
 - ・社会人としての自覚とそれにふさわしい行動ができるよう支援します。
 - ・利用者の健康については、家庭と連携により一貫した支援が行えるよう努めます。
- (3) 経済観念の育成
- ・工賃を通じ働くことや、金銭感覚などを理解して頂けるよう支援します。
 - ・研修旅行等の外出行事での買い物を通して、金銭と価格の理解を促します。

3. 日 課

～9：15	送迎、登園、更衣
9：15～ 9：30	朝のミーティング、ラジオ体操等
9：30～10：30	午前の作業①、散歩、外出、運動等
10：30～10：45	休 憩
10：45～11：45	午前の作業②、散歩、外出、運動等
11：45～12：20	昼 食
12：20～13：00	昼 休 み
13：00～14：00	午後の作業①
14：00～14：15	休 憩
14：15～15：15	午後の作業②、軽体操、ダンス、音楽
15：15～16：00	片付け、清掃、更衣、体操、帰りのミーティング
16：00～	降園、送迎

※土曜開園日、職員会議日等については、昼食終了後13時に降園となります。

4. 余暇活動

利用者の希望を尊重した活動を通して、文化的な興味を抱くことができるよう援助するとともに、日常を豊かにできるよう支援します。

・年間行事計画

	行事名	予定	担当	
4月	桜まつり	6日(土)	米井・長島	↑ 現 建 物 ↓
5月	交通安全指導	未定	上岡	
	連休対策	2日、3日		
6月	お茶摘み	GW明け	小原、上岡	
	歯科検診	27日(木)	看護師、支援員	
	総合検診	12日、19日	看護師、支援員	
7月	一泊研修旅行	18日、19日	施設長	
	寿町盆踊り	27日、28日	大村	
8月	商工祭り	9日	長島	
	プール開放	未定	小原	
	夏季特別期間	13日～15日	施設長	
9月	にんな祭	7日	施設長	
	軽スポーツ大会	28日	米井、小原	
	総合防災訓練	未定	施設長	
10月	福祉まつり	12日	上岡、長島	
11月	グルー外出	4グループで予定	支援員	↑ 仮 設 建 物 ↓
12月	WaiWaiフェス	7日、8日	大村	
	クリスマス会	20日	小原、上岡	
1月	新年抱負の会	6日	長島	
2月	歯垢検査	13日～15日	看護師	
3月	ポラさんに感謝！！	13日～16日	施設長	
	総合防災訓練	未定	施設長	
未決定	調理実習	未定	大村	

・月例行事計画

行事名	予定	担当
体重測定	毎月初日	看護師
血圧測定	毎週水曜日	看護師
防災訓練	各月1回	支援員
工賃支給日	毎月15日	施設長・三田
音楽活動	金曜日午後(月1～2回)	小原、長島
ダンス、軽体操活動	火曜日午後(それぞれ月2回)	上岡
言語聴覚士、理学療法士	各月一回来園	施設長、看護師
衛生確認週間	歯磨、手洗いを隔月で実施	看護師
土曜開園日	原則第3土曜日(行事等により変動あり)	

※施設見学、特別支援学級生の実習 施設長

※社会人、学生等の実習生、ボランティア担当 小山

第4章 食事提供

1. 基本方針

- (1) 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを伝えます。
- (2) 食事の安全性を確保します。
- (3) 食物を大事にし、食物の生産等に係る人達への感謝の心を育てます。
- (4) 食生活のマナーや食事を通して人間関係を身に付けます。
- (5) 行事食・郷土料理などを通して食文化を伝承する。

2. 食品衛生管理

- (1) 納入食品の品質・鮮度の点検を行います。
- (2) 仕込みは、特別の事情のない限り当日とします。
- (3) 検査用保存食は、容器に入れて－20℃以下で2週間保存します。
- (4) 給食業務従事者は、毎月1回必ず細菌検査を実施します。
- (5) 給食業務従事者は、冬期にノロウイルス検査を1回以上実施します。
- (6) 給食業務に携わる者は、調理室における調理器具等の衛生管理を徹底します。
- (7) 年2回、厨房の害虫駆除を行います。

3. 栄養管理

- (1) 栄養基準量の設定を、毎年5月・11月に行います。
- (2) 献立の作成には、以下の点に配慮します。
 - ①栄養必要量を満たす。
 - ②献立を基本として、バランス良く食べられるよう工夫する。
 - ③四季を通じて旬の食品を活用し、献立に変化をもたせる。
 - ④適温給食を提供する。
 - ⑤調理上の栄養価の損失を十分考慮する。
 - ⑥行事食を通して食文化を伝承する。
- (3) 喫食環境を整える。(食事環境、食器等)
- (4) 身体機能に応じた食事の提供に努める。(減カロリー食などを含む)
- (5) 偏食については、少しでも食べられるように支援する。

4. 嗜好調査・残食調査

給食効果を高めるために、年に1回以上の嗜好調査・毎日の残食調査実施し、献立作成に反映していきます。

5. メニュー会議

月に1回、各事業所との情報共有し、意見交換を行い、より良い給食を提供します。

6. その他

給食を通して、一人ひとりとの会話を心がけて偏食の有無、残食の様子など観察し、日々の健康増進に努めます。また、調理実習等においては、作る楽しさ・食の楽しさを通じて豊かな心を育みより良い食習慣を身に付ける様に支援します。

第5章 健康管理

1. 基本方針

- (1) 利用者の方が安全な環境で穏やかな時間を過ごせるように、日々の健康状態の把握・健康管理に努めます。
- (2) 保健衛生の支援を目的に、保護者と連携しながら保健行事の計画を実施します。
- (3) 健康管理の個人記録を作成して、健康状態の推移を把握していきます。
- (4) 各人が自分の体についての理解を深めるよう保健衛生の支援を行います。

2. 利用者と職員の健康管理

(1) 入園時の確認

当施設利用開始に当たり、過去にかかった病気、既往症及び過去に接種した予防注射の確認、緊急時の連絡先など詳細な把握をします。

(2) 服薬の確認

毎年年度初めに、服薬の状況を保護者に確認を行います。服薬している場合は、処方箋等を複写し、緊急時に備えます。

(3) 保健行事

① 身長体重測定 (体重測定 毎月・身長測定 6月)

② 定期健診

隔月(4月、8月、10月、12月、2月)に嘱託医の健康診断を実施します。

③ 総合健診

年1回(6月)提携医療機関にて胸部レントゲン、心電図、採血、身長・体重測定、検尿を行います。

④ 歯科検診

年1回(6月)検診を受け、結果を保護者に連絡、対応を促すとともに、日々の口腔衛生励行の習慣を支援員と共に計画実行します。

⑤ 歯垢検査 年1回(2月)歯科衛生士による検査を実施します。

⑥ 衛生確認週間を実施します。 手洗い確認(奇数月) 歯磨き確認(偶数月)

⑦ 血圧測定(毎週水曜日) ※ 健康状態に応じ適宜測定

(4) 日々の健康観察について

利用者の体調(発熱、嘔吐、下痢、腹痛等)の把握により、感染症の早期発見とその対応処置に努めます。手洗い・うがいの励行を支援します。

利用者の方、一人ひとりの健康状態の指標として、毎日出欠席調べをします。

(5) 医療機関との連携

定期通院している方の日々の症状を観察記録し、医師からの指示を受けます。
症状の変化が認められた方は、嘱託医師を通し適切な医療機関につなげます。

(6) 職員の健康管理

- ① 年1回、職員全員の健康診断を実施します。
- ② 健康維持のため、適度な休息をとれる体制をとります。
- ③ メンタルヘルスについては、産業医に相談できるようにします。

第6章 建物管理・環境管理

今年度の建て替え工事が行われた場合、利用者の安全確保を第一として、代替地での仮設建物での運営を行いながら、一時閉園をせず工事を実施します。また、現施設、仮設施設とも施設内外の安全な環境の管理を徹底し、きれいに清掃及び片付けができていようみんなで行ってまいります。加えて、利用者の環境美化意識を育むことを目的に、施設周りの環境整備を常日頃より、ごみ拾い、落ち葉掃き、除草を定期的に職員と利用者で行ってまいります。さらには、施設周辺の歩道等の清掃を、社会貢献の一環として実施してまいります。

第7章 相談、苦情対応、虐待の防止

相談、苦情対応については、サービスの質の向上に不可欠なものとして下記のとおり積極的に受け止めてまいります。また、虐待防止についても、下記のとおり適切に対応してまいります。

1. 相談

困り事や悩みごとの相談はもちろんのこと、前向きで積極的な相談についても、真摯に受け止めることのできる体制の構築と、職員の質の向上を図ります。また、「法人グットパーソン規程」に基づく、グットパーソンの訪問時（年2回）に、利用者個々の意向等の聴取の時間を確保してまいります。

2. 苦情対応

苦情については「法人苦情対応規程」に基づき適切に対応することとし、本年度の苦情解決のための体制については下記のとおりとします。

	氏 名	連 絡 先
苦情解決責任者	前島 勇一（施設長）	042-333-7555
苦情受付担当者	小山 浩（副施設長）	042-333-7555
	小原 夏子（支援員）	042-333-7555
第三者委員	井出 政俊	042-364-0637
	田中 眞知子	042-360-1294

3. 苦情・意見・要望ボックスの設置

(1) 設置目的

多様な苦情等の申し出を可能とするため、施設玄関に要望ボックスを設置します。

※本園では、利用者の方が小さなことでも気軽に相談できる体制を重視しております。

※ 主な外部の苦情解決窓口

府中市役所福祉保健部 障害者福祉課	東京都府中市宮西町2-24 電話番号 042(335)4111 受付時間 8:00~17:00
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館 3F 電話番号 03(5283)7020 受付時間 9:00~17:00

4. 虐待の防止

毎年法人で実施している「虐待防止のための研修」の内容について、実践できるよう職員の資質の向上を図ります。また、「法人虐待防止委員会規程」に基づく研修、職員のセルフチェック等を積極的に実施してまいります。さらには、万一虐待に遭遇した場合には、法令に基づく通知義務を果たすべく、職員体制の確立を図ります。

第8章 家族との連携

1. 保護者と綿密な連絡を取り、協力関係を保ちます。
2. 個別支援計画の作成に当たっては、保護者の確認を得るとともに、家庭と連携し、一貫した支援が行えるよう努めます。
3. サポートにんなをはじめとする各利用者を担当する相談支援専門員とともに、サービス等利用計画に基づき、個別支援計画を作成、モニタリング面談等で得た情報を共有し、より良い支援が提供できるように連携していきます。
4. 連絡帳を通常の連絡手段として活用します。
5. 緊急時や連絡帳では伝え切れない内容の場合は電話連絡いたします。
6. 毎月「はるみだより」を発行し、情報発信に努めます。
7. 保護者会を年4回（6月、8月、12月、3月）開催します。
8. 必要に応じ、随時個別面談、相談を行います。
9. 行事への参加を呼び掛け、一緒に楽しめる時間を作ります。
10. 保護者の会（けやき会）等の活動会場の提供を行います。
11. 本年度の特殊事情により、5月2日3日を特別開園日といたします。

第9章 援護の実施者・協力機関との連携

1. 援護の実施者との連携

利用者個々の援護の実施者（利用者に提供される福祉の内容を決定する）である市との連携は不可欠であるため、サポートにんな等の相談支援事業所と共に情報の交換および共有することを努めて参ります。

2. 協力機関や地域やボランティアとの連携

地域の社会資源として、地域の福祉教育等に積極的役割を担って参ります。 地元寿町二丁目自治会の行事や地域の行事にも可能な限り参加するとともに、下記事項についても積極的に推進していきます。

(1) 日常活動、行事等について、積極的にボランティアを受け入れていきます。

(2) 特別支援学校生等の実習については、利用者支援に支障のない範囲で1日2名まで受け入れます。

(3) 見学者の受け入れについては、障害者福祉の理解促進のため極力対応いたします。

施設関係機関連絡先

嘱託医	府中医王病院 院長 島田 幸男	Tel 042(362)4500
-----	--------------------	------------------

関係機関連絡先

区 分	施 設 名	電 話 番 号
保 健 所	多 摩 府 中 保 健 所	042(362)2334
	ひまわり(東京都保健医療情報センター)	03(5272)0303
市・区役所	府 中 市	042(364)4111
	小 金 井 市	042(383)1111
	八 王 子 市	042(626)3111
	武 蔵 野 市	042(251)5131
	国 分 寺 市	042(325)0111
	澁 谷 区	03(3463)1978
医 師 会	府 中 市 医 師 会	042(364)1337
	府 中 市 歯 科 医 師 会	042(364)6404
そ の 他	東 京 消 防 庁	042(521)2323
	府 中 消 防 署	042(366)0119
	災 害 救 急 情 報 セ ン タ ー	03(3212)2323
	府 中 警 察 署	042(360)0110
	東 京 都 社 会 福 祉 協 議 会	03(3268)7171
	府 中 市 社 会 福 祉 協 議 会	042(364)5137
市 内 病 院	多 摩 総 合 医 療 セ ン タ ー	042(323)5111
	都 立 府 中 療 育 セ ン タ ー	042(323)5115
	奥 島 病 院	042(360)0033

※ 「ひまわり」は24時間、医療機関や夜間休日診療医療機関などの保健医療に関する情報を無料で提供している都民のための電話サービスです。

第10章 職員体制

職 名	氏 名	備 考	
施 設 長	前 島 勇 一		常 勤
副 施 設 長	小 山 浩	兼サービス管理責任者	
生 活 支 援 員	米 井 一 孝		
〃	上 岡 博 之		
〃	小 原 夏 子	介護福祉士	
〃	長 島 沙 恵 子		
〃	大 村 智 裕		
主 任 看 護 師	藤 田 純 子		
栄 養 士 兼 調 理 員	三 崎 か お り		
総 務 管 理 者	堀 井 恵 一	兼せんげん管理者	
総 務 主 任	三 田 真 奈 美	介護福祉士	
総 務	水 野 起 也		
看 護 師	小 川 貞 子		
生 活 支 援 員	川 辺 直 美		
〃	黒 岩 美 由 紀	介護福祉士	
〃	生 沼 正 美		
〃	山 田 み ち 子		
〃	三 宅 綾		
生 活 支 援 員 兼 送 迎 員	佐 藤 元 治		
〃	高 野 民 樹		
〃	小 松 博	車両管理担当	
送 迎 ド ラ イ バ ー	赤 塚 吉 春		
〃	福 島 正 則		
〃	亀 田 由 紀 夫		
調 理 員	久 保 美 和		
相 談 支 援 専 門 員	安 部 宝 根	Sにんな所属、社会福祉士等	

※ 佐川佳央里（常勤生活支援員）は育児休業中。

第11章 会議・研修等

府中はるみ福祉園の運営、利用者処遇に必要な会議を以下のとおり実施します。 会議の記録は、速やかに記載し、全職員が供覧の後、保管すると共に活用を図ります。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 職員会議 | 毎月第1水曜日 午後2時15分～3時45分 |
| (2) 支援会議及びケース会議 | 毎月第1水曜日 午後4時00分～5時15分 |
| (3) 打ち合わせ | 朝礼 午前8時30分～8時40分 |
| | 夕礼 午後4時50分～5時15分 |

- | | |
|-------------------------|------------|
| (4) 工賃会議 | 3月に実施 |
| (5) 法人業務会議 | |
| ①管理職会議（各事業所施設長、副施設長） | 毎月第2・最終水曜日 |
| ②主任会議（各事業所主任） | 毎月第3水曜日 |
| ③安全衛生委員会 | 毎月第3水曜日 |
| ④看護部会 | 毎月第3火曜日 |
| ⑤メニュー会議 | 毎月1回 |
| ⑥虐待防止委員会（年3回 7月・12月・2月） | |
| ⑦随時開催の会議 | |
| ・にんな祭実行委員会 | |
| ・研修担当者会議（法人研修の企画・実施） | |
| ・広報担当者会議（にんな会だよりの発行等） | |

2. 研 修

職員の資質の向上を目的に、常勤・非常勤にかかわらず下記のとおり研修を実施します。

(1) 法人内研修

法人の全体研修への参加促進と、施設内の課題別研修を積極的に実施いたします。

(2) 外部研修

各職員の特に深めるテーマを決め、そのテーマに適合する研修には積極的に参加させることとします。また、東京都社会福祉協議会知的発達障害部会等が開催する研修にも積極的に参加させることとします。法令適合や実務に直接寄与する研修については、随時該当する職員を参加させるように努めます。

(3) 文書研修

関係機関等からの冊子・通達、その他あらゆる情報は回覧、必要に応じて内容をまとめて会議等で報告することにより、社会情勢等の外部情報の周知に努めます。

(4) 実地研修

上記の机上の研修のほか、実地の場面での教育、研修（OJT＝オンザジョブトレーニング）の量的、質的増大を図るとともに、日常の記録等を活用してOff-JTに努めます。

(5) 施設への見学および体験研修

日常の支援の向上に資する他施設への見学、体験研修を実施する。

第12章 個人情報保護

法人及び府中はるみ福祉園の所有する、利用者、その家族及び職員の個人情報については、下記の法令及び規程等を厳守し、適正に管理します。

1. 法令等

- (1) 個人情報の保護に関する法令及びその他の関連法令

- (2) 府中はるみ福祉園運営規程
- (3) 法人職員就業規則、有期契約職員就業規則、特定個人情報取扱規程

2. 運用等

- (1) 広報誌等に個人情報を掲載する場合の開示可能範囲（氏名、年齢、顔写真等）の本人の文書による事前承認の取得
- (2) 緊急時に個人情報を開示することの本人の文書による承諾の取得

第13章 災害対策・事故対応

利用者の生命、身体を保護するために、下記のとおり対策、訓練及び対応をおこないます。

1. 自主防災訓練

	区 分	内 容
4 月	自 主 防 災 訓 練	避難（火災想定）消火
5 月	自 主 防 災 訓 練	避難（地震想定）
6 月	自 主 防 災 訓 練	避難（火災想定）消火
7 月	自 主 防 災 訓 練	避難（地震想定）
8 月	自 主 防 災 訓 練	避難（火災想定）消火
9 月	自主防災訓練（火災）	避難・消火・通報
10 月	自 主 防 災 訓 練	避難（地震想定）
11 月	自 主 防 災 訓 練	避難（火災想定）消火
12 月	自 主 防 災 訓 練	避難（地震想定）
1 月	自 主 防 災 訓 練	避難（火災想定）消火
2 月	自 主 防 災 訓 練	避難（地震想定）
3 月	総合防災訓練（地震）	避難・通報

※ 自主防災訓練は、様々な場所・時間・第一発見者等を計画的に設定し、どのような災害にも対応できるよう実施します。

※ 9月・3月の総合防災訓練は、府中さくらの杜との合同で府中消防署の協力・指導による消火訓練、避難訓練、通報訓練を実施します。

2. 職員への防災教育

- (1) 救急救命講習の開催や、非常時のAEDの使い方等の訓練を行います。
- (2) 地域で実施する防災訓練等の活動にも積極的に参加します。

3. 中規模地震発生時の対応

- (1) 原則緊急連絡し家族と確認の上、自宅まで送迎を試みます。
- (2) 自宅まで送迎困難な場合、府中はるみ福祉園を一時避難場所とします。

(3) 府中はるみ福祉園を避難所に使用できない場合は、下記避難所へ避難します。

一次避難場所	府中市立第一小学校体育館
二次避難場所	ルミエール府中・中央文化センター
広域避難場所	市民球場・都立農業高校

4. 法人の大規模災害対策委員会としての対応

- (1) 3日分備蓄食料の保管、管理
- (2) 災害対策備品の保守、点検
- (3) 緊急連絡網、利用台帳の更新等

5. その他の安全対策

(1) 利用者援助、支援時の留意事項

- ①施設外作業および活動、行事の安全確保
- ②作業および活動の道具（ハサミなどの刃物）使用時の安全確保と保管の徹底（使用後の道具の片付け）
- ③利用者間トラブルの事前防止への努力

(2) 職務中の留意事項

- ①常に危険を予測した職務姿勢
- ②ヒヤリハット等の安全な業務遂行に対する積極的な提言

6. 事故対応

万一事故が起きた場合は、法人の事故対応マニュアルに沿って的確に対処するとともに、迅速に法人及び保護者等への報告を行います。

第14章 その他

昨年度実施した、第三者評価における改善事項等を中心に、組織運営の改善向上に取り組むとともに、二年度にわたる建設工事への具体的対応及び、新建物竣工後の新規事業となる東京都重度心身障害者通所事業の円滑な開始に向け、具体的な対策を実施してまいります。